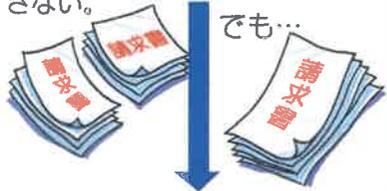


特定調停手続の流れ

トラブルの発生

金銭の借入れや物品の購入などが増えたり、住宅ローンを抱えているのに収入が減ったりして、約束どおりに支払っていくことができない。



でも…可能な範囲で返済を続けたい!



そこで

返済の方法を調整したい!

例えば…

- 毎月の返済額を減らしたい。
- 返済期限を延ばしたい。
- 分割払に変更したい。

受付

受付窓口

特定調停とはどういうものですか?

返済方法などを債権者と話し合う手続です。



特定調停は、このままでは返済を続けていくことが難しい方が、債権者と返済方法などについて話し合って、生活の建て直しを図るための手続です。

申立て



受付に調停申立書を提出してください。

既に開始されている民事執行手続の停止を求めたい場合は、受付でお尋ねください。

調停期日



毎月〇〇円くらいなら払えるのですが…。

申立人

調停委員会

残債務の確定



返済計画の検討



毎月△△円くらいは返してほしいです。

相手方

調停委員会は、申立人から生活状況や収入、今後の返済方針などについて聴取した上で、相手方の意向を聴き、残っている債務を、どのように支払っていくことが経済的に合理的なのかなどについて、双方の意見を調整していきます。

成立



話し合いによって合意に達した場合



申立人は、合意した内容どおりに返済していくことになります。

調停に代わる決定

2週間以内に、異議の申立てがなければ、調停が成立したのと同じ効果が生じます。

不成立

どうしても折り合わない場合

どうしても返済計画が立てられない場合には、破産手続などを利用することも考えられます。この手続については、最寄りの地方裁判所にお尋ねください。